

産業標準化法スタート!

工業標準化法は、2019年7月より**産業標準化法**に名称が改正されました。

産業標準化法は、鉱工業品、データ、サービスの品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本産業規格(JIS)の制定とJISマーク表示制度を定めた法律です。

今回、法律が改正され、①**JISの対象拡大とその名称の改正**、②**JISの制定等の迅速化**、③**罰則の強化**、④**国際標準化の促進に関する規定の追加**が行われました。

1 JISの対象へのデータ、サービス等の追加

○国際標準の範囲に合わせ、**標準化の対象にデータ(電磁的記録)、サービス(役務)、経営管理等を追加**しました。

○『日本工業規格(JIS)』を『**日本産業規格(JIS)**』に、法律名を『**産業標準化法**』に改めました。



JISの対象にサービス分野が追加されたことにより、例えば、サービスの品質やその評価方法がJIS化されることで、サービスの品質改善や合理化、サービス提供事業者と消費者との相互理解や取引の円滑化などの促進が期待されます。

サービスJIS第1号[ロボットサービスの安全規格(JIS Y 1001)]は、空港や介護施設などで実用化が進んでいる案内ロボットや介護ロボットなどのサービスプロバイダ(運用業者)に対し、安全性の確保を求めた規格です。具体的には、サービスプロバイダが定めるべき安全方針や緊急事態への対応準備の徹底等が規定されています。このJISの制定により、安全・安心なロボットサービスが普及し、皆様の生活がより良いものになることが期待されます。

2 JISの制定等の迅速化

○JISの制定・改正の迅速化のため、専門知識等を有する**民間機関を認定し**、その機関が作成したJIS案について、**審議会(JISC)の審議を経ずに大臣が制定等するスキームを追加**しました。

3 罰則の強化

○JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、認証を受けずにJISマークの表示を行った**法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げ**ました。

4 国際標準化の促進

○**法目的に国際標準化の促進を追加**するとともに、産業標準化及び国際標準化に関する、**国、国研・大学及び事業者の努力義務規定**を設けました。

新市場創造型 標準化制度

「**新市場創造型標準化制度**」は、**業界団体による原案作成を経ずに、迅速な規格原案の作成を可能とする制度**です。

採択された案件は規格原案の作成支援(国際標準提案の場合は旅費支援等)を受けることができます。